

IV 用語の定義等

1 用語の定義

この統計における用語の意味は、次のとおりである。

明 細 書

「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」（昭和 51 年厚生省令第 36 号）に規定する診療報酬明細書及び調剤報酬明細書である。本統計では「匿名医療保険等関連情報データベース（以下「NDB」という。）」に蓄積された情報のうち、明細書に該当する部分を集計している。

診療報酬点数表

調剤報酬点数表

「診療報酬の算定方法」（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号、令和 6 年一部改定）に定められた診療報酬点数表及び調剤報酬点数表である。

医科診療報酬点数表を医科診療、歯科診療報酬点数表を歯科診療、調剤報酬点数表を薬局調剤とした。

診断群分類点数表

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法」（平成 20 年厚生労働省告示第 93 号、令和 6 年一部改定）に定められた診断群分類点数表である。

診断群分類による包括評価等

診療行為分類「診断群分類による包括評価等」には、包括評価の所定点数に特定入院料に関する加算を含む。

点 数

診療報酬点数表、診断群分類点数表及び調剤報酬点数表に定められている点数で、1 点を 10 円とするものである。

なお、昭和 47 年以後の点数表及び薬価基準改定の経過は、「2 点数表及び薬価基準の改定経過（概要）」のとおりである。

件 数

1 か月ごとに提出される明細書 1 枚を 1 件としている。外来患者が当月中に入院した場合は、入院外で 1 件、入院で 1 件となり、それぞれ 1 件ずつ計上している。

なお、「診療報酬明細書（医科入院医療機関別包括評価用）」を総括表として、「診療報酬明細書（医科入院医療機関別包括評価用）」又は「診療報酬明細書（医科入院）」が添付されている明細書は、総括表の単位で 1 件とした。

診療実日数

入院では当月中の入院日数のことであり、入院外では当月中の外来、往診等で医師の診療を受けた実日数のことであって、傷病の始期から転帰までの日数ではない。

実施件数

ある診療行為を実施したと記載のある明細書 1 枚を 1 件という。例えば、ある明細書に、初・再診料及び処置料が算定されたと記載があった場合、「初・再診」の実施件数 1 件、「処置」の実施件数 1 件と計上している。

回数（算定回数）

回数は、原則として、診療報酬点数表及び調剤報酬点数表に定められた 1 行為を 1 回としている。例えば、入院基本料は入院 1 日を 1 回としている。

傷病

診療報酬明細書に主傷病が複数記載されている場合は、診療開始日及び記載順により選択した。

傷病分類

世界保健機関が勧告する「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」の一部改正版（ICD-10 2013 年版）に基づいた「疾病、傷害及び死因の統計分類」を準用した（「3 傷病分類表」参照）。

特定傷病

傷病分類の中の悪性新生物＜腫瘍＞、心疾患及び脳血管疾患をいい、ICD-10 2013 年版による以下の国際基本分類番号により分類した。

悪性新生物＜腫瘍＞	国際基本分類番号	C 00～C 97
心疾患	国際基本分類番号	I 01～I 02. 0、I 05～I 09、I 20～I 25、 I 27 及び I 30～I 52
脳血管疾患	国際基本分類番号	I 60～I 69

社会保険診療報酬支払基金

社会保険診療報酬支払基金法（昭和 23 年法律第 129 号）の規定に基づき医療保険各法等による療養の給付等を担当した保険医療機関からの診療報酬及び保険薬局からの調剤報酬の請求に対し、審査及び支払に関する事務を行う機関である。

国民健康保険団体連合会

国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 83 条に基づき設立された法人で、療養の給付等を担当した保険医療機関からの診療報酬及び保険薬局からの調剤報酬の請求に対し、審査及び支払事務等を行う機関であり、都道府県単位で設立されている。

協会けんぽ

全国健康保険協会管掌健康保険をいう。

組合健保

組管管掌健康保険をいう。

共済等

船員保険、国家公務員共済組合、各種地方公務員共済組合及び私立学校教職員共済制度をいう。

国保

国民健康保険をいう。

後期高齢者医療

後期高齢者医療制度をいう。

一般医療

0 歳から 74 歳までの者（65 歳以上で高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療制度の被保険者を除く。）が、疾病又は負傷に関して、保険医療機関又は保険薬局において受けた療養の給付並びに入院時食事療養費及び入院時生活療養費の支給をいう。

後期医療

高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療制度の被保険者が疾病又は負傷に関して、保険医療機関又は保険薬局において受けた療養の給付並びに入院時食事療養費及び入院時生活療養費の支給をいう。

DPC/PDPS (Diagnosis Procedure Combination / Per-Diem Payment System)

診断群分類（DPC）に基づく 1 日当たり定額報酬算定制度をいう。（入院期間中に医療資源を最も多く投入した「傷病名」と、入院期間中に提供される手術、処置、化学療法などの「診療行為」の組み合わせにより、1 日当たりの点数を決定している制度をいう。）

病院・診療所

病院とは、医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、患者 20 人以上の入院施設を有するものをいう。

診療所とは、医科又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないもの、又は患者 19 人以下の入院施設を有するものをいう。

医 科

病院の種類

- (1) 精神科病院 …………… 精神病床のみを有する病院をいう。
- (2) 特定機能病院 …………… 高度の医療の提供、高度の医療技術の開発及び評価並びに高度の医療に関する研修を実施する能力を備え、かかる病院として適切な人員配置、構造設備等を有するとして、厚生労働大臣の承認を受けた病院をいう。
- (3) 療養病床を有する病院 …… 主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させる病床を有する病院をいう。
- (4) 一般病院 …………… 上記以外の病院をいう。
- (5) DPC/PDPS 対象病院(再掲) ・ 診断群分類（DPC）に基づく 1 日当たり定額報酬算定制度（DPC/PDPS）による支払対象病院をいう。

診療所の種類

- (1) 有床診療所 …………… 入院施設を有する診療所をいう。
- (2) 無床診療所 …………… 入院施設を有しない診療所をいう。

歯 科

- (1) 病院併設歯科 …………… 医科診療以外に歯科診療も併せて行っている病院をいう。
- (2) 歯科単科病院 …………… 歯科診療のみを行っている病院をいう。
- (3) 歯科診療所 …………… 歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科のいずれかを標ぼうする診療所をいう。（医科診療以外に歯科診療も併せて行っている診療所も含む。）

病床規模

医療法第 7 条第 2 項の規定に基づく許可病床数により分類している。

診療科目

一般診療所では主たる診療科目により、以下のとおり分類している。

- | | |
|--------------|---|
| (1) 内 科 | 内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科（胃腸内科）、腎臓内科、脳神経内科、糖尿病内科（代謝内科）、血液内科、アレルギー科、感染症内科及び心療内科を主たる診療科目として標ぼうするもの |
| (2) 精 神 科 | 精神科を主たる診療科目として標ぼうするもの |
| (3) 小 児 科 | 小児科を主たる診療科目として標ぼうするもの |
| (4) 外 科 | 外科、呼吸器外科、心臓血管外科、乳腺外科、気管食道外科、消化器外科（胃腸外科）、肛門外科、脳神経外科、形成外科、美容外科及び小児外科を主たる診療科目として標ぼうするもの |
| (5) 整 形 外 科 | 整形外科、リウマチ科及びリハビリテーション科を主たる診療科目として標ぼうするもの |
| (6) 皮 膚 科 | 皮膚科を主たる診療科目として標ぼうするもの |
| (7) 泌 尿 器 科 | 泌尿器科を主たる診療科目として標ぼうするもの |
| (8) 産 婦 人 科 | 産婦人科、産科及び婦人科を主たる診療科目として標ぼうするもの |
| (9) 眼 科 | 眼科を主たる診療科目として標ぼうするもの |
| (10) 耳鼻いんこう科 | 耳鼻いんこう科を主たる診療科目として標ぼうするもの |
| (11) そ の 他 | 放射線科、麻酔科、病理診断科、臨床検査科及び救急科を主たる診療科目として標ぼうするもの、主として人工透析を行っているもの及び主たる診療科目の区分不能なもの |

薬局調剤

健康保険法等に基づく療養の給付の一環として、医療機関の保険医が患者に交付した処方箋に基づき、保険薬局において保険薬剤師が行う調剤業務をいう。

受付回数

保険薬局で当月中に処方箋を受け付けた回数をいう。

剤 型

調剤報酬明細書の「処方」欄に記載されている「内服薬」「内服用滴剤」「屯服薬」「浸煎薬」「湯薬」「注射薬」及び「外用薬」をいう。

なお、「内服用滴剤」「屯服薬」「浸煎薬」及び「湯薬」は「内服薬」として表章している。

薬剤料の比率

総点数に占める、「投薬」「注射」及び「その他」（「在宅医療」「検査」「画像診断」「リハビリテーション」「精神科専門療法」「処置」「手術」及び「麻酔」）の薬剤点数の割合をいう。

処方箋料

医療機関で投薬を行わず、保険薬局で保険調剤を受けさせるために、患者に処方箋（院外処方箋）を交付した場合に算定する点数をいう。

処方回数

「処方料」又は「処方箋料」の算定回数をいう。

「投薬」「注射」を包括した診療行為

入院、入院外で次の診療行為をいう。

入 院

「特定入院基本料（障害者施設等入院基本料）」、「療養病棟入院基本料」、「障害者施設等入院基本料（医療区分 1 又は 2 の患者）」、「有床診療所療養病床入院基本料」、「地域包括医療病棟入院料」、「特殊疾患入院医療管理料」、「回復期リハビリテーション病棟入院料」、「地域包括ケア病棟入院料」、「特殊疾患病棟入院料」、「緩和ケア病棟入院料」、「精神科救急急性期医療入院料」、「精神科急性期治療病棟入院料」、「精神科救急・合併症入院料」、「精神療養病棟入院料」、「認知症治療病棟入院料」、「精神科地域包括ケア病棟入院料」、「特定一般病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理が行われた場合）」、「地域移行機能強化病棟入院料」、「特定機能病院リハビリテーション病棟入院料」、「短期滞在手術等基本料 3」及び「診断群分類による包括評価等」

入院外

「小児科外来診療料」、「小児かかりつけ診療料」、「生活習慣病管理料（Ⅰ）」、「在宅時医学総合管理料」、「施設入居時等医学総合管理料」及び「在宅がん医療総合診療料」

後発医薬品

新薬（先発医薬品）の特許が切れた後に、新薬とその有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有するものとして承認された医薬品（いわゆるジェネリック医薬品）をいう。

薬 価

「使用薬剤の薬価（薬価基準）」に収載された価格をいう。

薬剤種類数

「使用薬剤の薬価（薬価基準）」に収載されている品名単位ごとに数えたものをいう。

薬効分類

「日本標準商品分類（平成 2 年 6 月改定）」の「中分類 87 — 医薬品及び関連製品」に準拠している。

2 点数表及び薬価基準の改定経過（概要）

	改 定 率 (%)					備 考
	診 療 報 酬 , 調 剤 報 酬			薬 価 基 準		
	医 科	歯 科	調 剤	薬剤費ベース	医療費ベース	
昭和47年2月	13.7	13.70	6.54	△ 3.9	△ 1.7	
49. 2	19.0	19.9	8.5	△ 3.4	△ 1.5	
49.10	16.0	16.2	6.6			
50. 1				△ 1.55	△ 0.4	
51. 4	9.0		4.9			
51. 8		9.6				
53. 2	11.5	12.7	5.6	△ 5.8	△ 2.0	
56. 6	8.4	5.9	3.8	△ 18.6	△ 6.1	
58. 1				△ 4.9	△ 1.5	
58. 2	老人診療報酬点数表の設定に伴い、必要な微調整を行い、平均で0.3 %引上げ					老人保健法施行、老人診療報酬点数表の設定
59. 3	3.0	1.1	1.0	△ 16.6	△ 5.1	
60. 3	3.5	2.5	0.2	△ 6.0	△ 1.9	
61. 4	2.5	1.5	0.3	△ 5.1	△ 1.5	
63. 4	3.8		1.7	△ 10.2	△ 2.9	
63. 6		1.0				
平成元年4月	0.11	0.11		2.4	0.65	
2. 4	4.0	1.4	1.9	△ 9.2	△ 2.7	
4. 4	5.4	2.7	1.9	△ 8.1	△ 2.4	
6. 4	3.5	2.1	2.0	△ 6.6	△ 2.0	甲乙表一本化
6.10	1.7	0.2	0.1			
8. 4	3.6	2.2	1.3	△ 6.8	△ 2.5	
9. 4	1.31	0.75	1.15	△ 4.4 (1.4)	△ 1.27 (0.4)	()内は、消費税率の引上げに伴う引上げ分を別掲
10. 4	1.5	1.5	0.7	△ 9.7	△ 2.7	
12. 4	2.0	2.0 歯科用貴金属の国際価格変動対応分+0.5	0.8	△ 7.0	△ 1.6	介護保険制度導入
14. 4	△ 1.3	△ 1.3	△ 1.3	△ 6.3	△ 1.3	205円ルール原則撤廃
15. 4						診断群分類による包括評価導入
16. 4	± 0	± 0	± 0	△ 4.2	△ 0.9	
18. 4	△ 1.5	△ 1.5	△ 0.6	△ 6.7	△ 1.6	
20. 4	0.42	0.42	0.17	△ 5.2	△ 1.1	後期高齢者医療制度導入
22. 4	1.74	2.09	0.52	△ 5.75	△ 1.23	
24. 4	1.55	1.70	0.46	△ 6.00	△ 1.26	
26. 4	0.82	0.99	0.22	△ 2.65	△ 0.58	
28. 4	0.56	0.61	0.17	△ 5.57	△ 1.22	
30. 4	0.63	0.69	0.19	△ 7.48	△ 1.65	
令和元年10月	0.48	0.57	0.12	△ 2.40	△ 0.51	
2. 4	0.53	0.59	0.16	△ 4.38	△ 0.99	
4. 4	0.26	0.29	0.08	△ 6.69	△ 1.35	
6. 6	0.52	0.57	0.16	△ 4.67	△ 0.97	4月改定、6月施行に変更 (薬価基準は4月施行)

注：1）「薬剤費ベース」とは、医療費に含まれる薬剤費に与える影響率をいう。

2）「医療費ベース」（材料費を除く。）とは、医療費全体に与える影響率をいう。

3）令和3年4月、令和5年4月に薬価基準を改定しているが、薬価単独改定のため、改定率は公表していない。

3 傷病分類表

(1) 医科診療

傷病（中分類）		国際基本 分類番号	傷病（中分類）		国際基本 分類番号
I. 感染症及び寄生虫症		A00-B99	V. 精神及び行動の障害		F00-F99
0101	腸管感染症	A00-A09	0501	血管性及び詳細不明の認知症	F01, F03
0102	結核	A15-A19	0502	精神作用物質使用による精神及び行動の障害	F10-F19
0103	主として性的伝播様式をとる感染症	A50-A64	0503	統合失調症, 統合失調症型障害及び妄想性障害	F20-F29
0104	皮膚及び粘膜の病変を伴うウイルス性疾患	B00-B09	0504	気分[感情]障害(躁うつ病を含む)	F30-F39
0105	ウイルス性肝炎	B15-B19	0505	神経症性障害, ストレス関連障害及び身体表現性障害	F40-F48
0106	その他のウイルス性疾患	A80-A99, B20-B34	0506	知的障害<精神遅滞>	F70-F79
0107	真菌症	B35-B49	0507	その他の精神及び行動の障害	F00-F99 の残り
0108	感染症及び寄生虫症の続発・後遺症	B90-B94	VI. 神経系の疾患		G00-G99
0109	その他の感染症及び寄生虫症	A00-B99 の残り	0601	パーキンソン病	G20
II. 新生物<腫瘍>		C00-D48	0602	アルツハイマー病	G30
0201	胃の悪性新生物<腫瘍>	C16	0603	てんかん	G40-G41
0202	結腸の悪性新生物<腫瘍>	C18	0604	脳性麻痺及びその他の麻痺性症候群	G80-G83
0203	直腸S状結腸移行部及び直腸の悪性新生物<腫瘍>	C19-C20	0605	自律神経系の障害	G90
0204	肝及び肝内胆管の悪性新生物<腫瘍>	C22	0606	その他の神経系の疾患	G00-G99 の残り
0205	気管, 気管支及び肺の悪性新生物<腫瘍>	C33-C34	VII. 眼及び付属器の疾患		H00-H59
0206	乳房の悪性新生物<腫瘍>	C50	0701	結膜炎	H10
0207	子宮の悪性新生物<腫瘍>	C53-C55	0702	白内障	H25-H26
0208	悪性リンパ腫	C81-C86	0703	屈折及び調節の障害	H52
0209	白血病	C91-C95	0704	その他の眼及び付属器の疾患	H00-H59 の残り
0210	その他の悪性新生物<腫瘍>	C00-C97 の残り	VIII. 耳及び乳様突起の疾患		H60-H95
0211	良性新生物<腫瘍>及びその他の新生物<腫瘍>	D00-D48	0801	外耳炎	H60
III. 血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害		D50-D89	0802	その他の外耳疾患	H61-H62
0301	貧血	D50-D64	0803	中耳炎	H65-H67
0302	その他の血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	D65-D89	0804	その他の中耳及び乳様突起の疾患	H68-H75
IV. 内分泌, 栄養及び代謝疾患		E00-E90	0805	メニエール病	H81. 0
0401	甲状腺障害	E00-E07	0806	その他の内耳疾患	H80, H81. 1-H83
0402	糖尿病	E10-E14	0807	その他の耳疾患	H90-H95
0403	脂質異常症	E78	IX. 循環器系の疾患		I00-I99
0404	その他の内分泌, 栄養及び代謝疾患	E15-E77, E79-E90	0901	高血圧性疾患	I10-I15
			0902	虚血性心疾患	I20-I25
			0903	その他の心疾患	I01-I02. 0, I05-I09, I27, I30-I52
			0904	くも膜下出血	I60, I69. 0
			0905	脳内出血	I61, I69. 1

傷病（中分類）		国際基本 分類番号	傷病（中分類）		国際基本 分類番号
0906	脳梗塞	I63, I69. 3	X II. 皮膚及び皮下組織の疾患		L00-L99
0907	脳動脈硬化（症）	I67. 2	1201	皮膚及び皮下組織の感染症	L00-L08
0908	その他の脳血管疾患	I62, I64-I67. 1, I67. 3-I68, I69. 2, I69. 4-I69. 8	1202	皮膚炎及び湿疹	L20-L30
			1203	その他の皮膚及び皮下組織の疾患	L10-L14, L40-L99
0909	動脈硬化（症）	I70	X III. 筋骨格系及び結合組織の疾患		M00-M99
0911	低血圧（症）	I95	1301	炎症性多発性関節障害	M05-M14
0912	その他の循環器系の疾患	I00-I99 の残り	1302	関節症	M15-M19
X. 呼吸器系の疾患		J00-J99	1303	脊椎障害（脊椎症を含む）	M45-M49
1001	急性鼻咽頭炎 [かぜ] <感冒>	J00	1304	椎間板障害	M50-M51
1002	急性咽頭炎及び急性扁桃炎	J02-J03	1305	頸腕症候群	M53. 1
1003	その他の急性上気道感染症	J01, J04-J06	1306	腰痛症及び坐骨神経痛	M54. 3-M54. 5
1004	肺炎	J12-J18	1307	その他の脊柱障害	M40-M43, M53. 0, M53. 2-M53. 9, M54. 0-M54. 2, M54. 6-M54. 9
1005	急性気管支炎及び急性細気管支炎	J20-J21			
1006	アレルギー性鼻炎	J30			
1007	慢性副鼻腔炎	J32			
1008	急性又は慢性と明示されない 気管支炎	J40	1308	肩の傷害<損傷>	M75
			1309	骨の密度及び構造の障害	M80-M85
1009	慢性閉塞性肺疾患	J41-J44	1310	その他の筋骨格系及び結合組織の 疾患	M00-M99 の残り
1010	喘息	J45-J46	X IV. 腎尿路生殖器系の疾患		N00-N99
1011	その他の呼吸器系の疾患	J00-J99 の残り			
X I. 消化器系の疾患		K00-K93	1401	糸球体疾患及び腎尿細管間質性 疾患	N00-N16
1101	う蝕	K02	1402	腎不全	N17-N19
1102	歯肉炎及び歯周疾患	K05	1403	尿路結石症	N20-N23
1103	その他の歯及び歯の支持組織の障害	K00-K01, K03-K04, K06-K08	1404	その他の腎尿路系の疾患	N25-N39, N99. 0-N99. 1, N99. 4-N99. 9
1104	胃潰瘍及び十二指腸潰瘍	K25-K27			
1105	胃炎及び十二指腸炎	K29	1405	前立腺肥大（症）	N40
1106	痔核	K64	1406	その他の男性生殖器の疾患	N41-N51
1107	アルコール性肝疾患	K70	1407	月経障害及び閉経周辺期障害	N91-N92, N94. 0, N94. 3-N95
1108	慢性肝炎 （アルコール性のものを除く）	K73			
1109	肝硬変（アルコール性のものを除く）	K74. 3-K74. 6	1408	乳房及びその他の女性生殖器の 疾患	N60-N90, N93, N94. 1-N94. 2, N96-N98, N99. 2-N99. 3
1110	その他の肝疾患	K71-K72, K74. 0-K74. 2, K75-K77	X V. 妊娠、分娩及び産じょく		O00-O99
1111	胆石症及び胆のう炎	K80-K81	1501	流産	O00-O08
1112	膵疾患	K85-K86	1502	妊娠高血圧症候群	O10-O16
1113	その他の消化器系の疾患	K00-K93 の残り	1503	単胎自然分娩	O80
			1504	その他の妊娠、分娩及び産じょく	O20-O75, O81-O99

(2) 歯科診療

傷病（中分類）			国際基本分類番号
X VI. 周産期に発生した病態			P00-P96
1601	妊娠及び胎児発育に関連する障害		P05-P08
1602	その他の周産期に発生した病態		P00-P04, P10-P96
X VII. 先天奇形、変形及び染色体異常			Q00-Q99
1701	心臓の先天奇形		Q20-Q24
1702	その他の先天奇形、変形及び染色体異常		Q00-Q18, Q25-Q99
X VIII. 症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの			R00-R99
1800	症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの		R00-R99
X IX. 損傷、中毒及びその他の外因の影響			S00-T98
1901	骨折		S02, S12, S22, S32, S42, S52, S62, S72, S82, S92, T02, T08, T10, T12, T14. 2
1902	頭蓋内損傷及び内臓の損傷		S06, S26-S27, S36-S37
1903	熱傷及び腐食		T20-T32
1904	中毒		T36-T65
1905	その他の損傷及びその他の外因の影響		S00-T98 の残り

傷病分類	国際基本分類番号
I う蝕	K02, K083
II 感染を伴わない歯牙慢性硬組織疾患	K03
III 歯髄炎等	K040-K043
IV 根尖性歯周炎（歯根膜炎）等	K044, K045, K047-K049
V 歯肉炎	K050, K051, O2680, N948
VI 歯周炎等	K052-K056 (K0522, K0532 除) ※急性単純性根尖性歯周炎(K052), 辺縁性化膿性歯根膜炎(K053), 慢性化膿性歯根膜炎(K053)はIV根尖性歯周炎(歯根膜炎)に含む
VII 歯冠周囲炎	K0522, K0532
VIII 顎、口腔の炎症及び膿瘍	A180, A182, A422, J01, J03, J068, J32, J350, J360, K046, K102, K103, K113, K122, L02-L040, L049, M86, T814, T818, T857 ※化膿性口内炎(K122)はXIII口腔粘膜疾患に含む
IX 顎、口腔の先天奇形及び発育障害	A505, K000-K011, K070-K074, K078, K079, Q18, Q35-Q38, Q670-Q674, Q68, Q75-Q78, Q824, Q87, Q90-Q99
X 顎機能異常	K075, K076, M125, M841
X I 顎、口腔の嚢胞	J341, K0680, K090-K099, K1002
X II 顎骨疾患等	K082, K0881, K100 (K1002 除), K101, K108, M852 ※顎関節突起欠如(K108)はIX顎、口腔の先天奇形及び発育障害に、咬筋肥大症(K108)はXVIIIその他に含む
X III 口腔粘膜疾患	A513, A548, A690, A691, B002, B029, B370, B484, D510, K120, K121, K130-K149, L10, L12, L43 ※口唇部腫瘍(K130)、舌腫瘍(K140)はVIII顎、口腔の炎症及び膿瘍に、口唇瘻(K130)、口腔出血(K137)、軟口蓋麻痺(K137)はXVIIIその他に含む
X IV 悪性新生物<腫瘍>等	C00-C97, D00-D09
X V 良性新生物<腫瘍>等	D10-D48, K0681-K0684, O2681, Q825, Q859 ※頬皮のう胞(D369)はX I 顎、口腔の嚢胞に含む
X VI 口腔、顔面外傷及び癒合障害等	M840, M842-M849, S00-S049, S06, S07, S09-S11, S15, T00-T04, T17, T18, T20, T28, T33, T35, T65, T70, T75 ※顎関節ストレイン(S034)はX 顎機能異常に、気圧性副鼻腔炎(T701)はVIII顎、口腔の炎症及び膿瘍に、潜水病症骨壊死(T703)はX II 顎骨疾患等に含む
X VII 補綴関係（歯の補綴）	K080, K081, T847, T848, T856, T888, Z463
X VIII その他	K060-K069 (K0680-K0684 除), K089, K11. 0-K11. 2, K11. 4-K11. 9 (I - X VIIに該当しないもの)

- 注：1 歯科診療の国際基本分類番号は、当該分類に該当する主な ICD-10 及び ICD-DA のコードである。
- 2 明確に歯科診療の対象とならない疾患は、X VIII その他に分類する。
- 3 部位に関わらず、腫瘍については、X IV 悪性新生物<腫瘍>等又はX V 良性新生物<腫瘍>等に分類する。

4 診療報酬明細書・調剤報酬明細書（抄）

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和 51 年厚生省令第 36 号）

〔診療報酬明細書（医科，入院）〕

○診療報酬明細書 (医科入院)										都道府県番号		医療機関コード		1 1 社・国 3 後期 1 単独 1 本入 7 高入 2 2 併 2 2 併 3 六入 7 高入 3 3 併 3 3 併 5 家入 7 高入	
令和 年 月 分										保険者番号		給付割合		10 9 8 7 ()	
公費負担者番号①										公費負担医療の受給者番号①					
公費負担者番号②										公費負担医療の受給者番号②					
区分										精神		結核		療養	
氏名										1 男 2 女 1 男 2 女 3 胎 4 平 5 合 . . . 生		特記事項		保険区 療養国の 所在地及 名称	
職歴上の事由										1 職歴上 2 下船後3月以内 3 通勤災害					
傷病名										(1)		年 月 日		転 院 時 間 日	
										(2)		年 月 日		転 院 時 間 日	
										(3)		年 月 日		転 院 時 間 日	
1 1 初 診										時間外・休日・深夜		回		点	
1 3 医学管理														公費分点	
1 4 在宅															
2 1 内 科										敷 設		単位			
2 2 内 科										敷 設		単位			
2 3 外 科										敷 設		単位			
2 4 調 剤										敷 設		単位			
2 5 麻 酔										敷 設		単位			
2 6 麻 酔										敷 設		単位			
2 7 調 剤										敷 設		単位			
3 0 注 射										3 1 皮 下 注 射		回			
										3 2 静 脈 注 射		回			
										3 3 そ の 他		回			
4 0 処 置										薬 剤		回			
5 0 手術										薬 剤		回			
6 0 検査										薬 剤		回			
7 0 検査										薬 剤		回			
8 0 その他										薬 剤		回			
9 0 入院										入院年月日		年 月 日			
										90 入院基本料・加算		点			
										×		日間			
										×		日間			
										×		日間			
										×		日間			
										×		日間			
										92 特定入院料・その他		点			
療養費										円		公費負担点		点	
食料										円		公費負担点		点	
生活										円		公費負担点		点	
請求										円		請求		円	
決定										円		決定		円	
負担										円		負担		円	
金										円		金		円	
額										円		額		円	
公費										円		公費		円	
負担										円		負担		円	
給付										円		給付		円	
公費										円		公費		円	
負担										円		負担		円	

備考 1. この用紙は、A列4番とすること。

2. 赤字の欄は、記入しないこと。

様式第二(一)

〔診療報酬明細書（医科，入院外）〕

○診療報酬明細書 (医科入院外)										都道府 医療機関コード		1 1 社・国 3 後期 1 単独 2 本外 8 高外一		2 2 併 4 六外 0 高外7		3 3 併 6 家外 0 高外7	
令和 年 月 分										医療者 番号		2 公費		10 9 8		7 ()	
公費負担者番号 ①										医療者の受給者番号①							
公費負担者番号 ②										医療者の受給者番号②							
氏名										特記事項		保険医療機関の所在地及び名称					
1 男 2 女 1 男 2 大 3 短 4 平 5 合 , , 生																	
職務上の事由										1 職務上 2 下船後3月以内 3 通勤災害							
病名 (1)										(1) 年 月 日		転 入		中止		診療日数	
病名 (2)										(2) 年 月 日						診療日数	
病名 (3)										(3) 年 月 日						診療日数	
1 1 初 診										時間外・休日・深夜		回		点		公費負担点	
1 2 再 診										時間外・休日・深夜		回		点		公費負担点	
1 3 再 診										時間外・休日・深夜		回		点		公費負担点	
1 4 夜 間 診										時間外・休日・深夜		回		点		公費負担点	
1 5 夜 間 診										時間外・休日・深夜		回		点		公費負担点	
1 6 夜 間 診										時間外・休日・深夜		回		点		公費負担点	
1 7 夜 間 診										時間外・休日・深夜		回		点		公費負担点	
1 8 夜 間 診										時間外・休日・深夜		回		点		公費負担点	
1 9 夜 間 診										時間外・休日・深夜		回		点		公費負担点	
2 0 夜 間 診										時間外・休日・深夜		回		点		公費負担点	
2 1 夜 間 診										時間外・休日・深夜		回		点		公費負担点	
2 2 夜 間 診										時間外・休日・深夜		回		点		公費負担点	
2 3 夜 間 診										時間外・休日・深夜		回		点		公費負担点	
2 4 夜 間 診										時間外・休日・深夜		回		点		公費負担点	
2 5 夜 間 診										時間外・休日・深夜		回		点		公費負担点	
2 6 夜 間 診										時間外・休日・深夜		回		点		公費負担点	
2 7 夜 間 診										時間外・休日・深夜		回		点		公費負担点	
3 0 注 射										皮下・筋肉内		回		点		公費負担点	
3 1 注 射										皮下・筋肉内		回		点		公費負担点	
3 2 注 射										皮下・筋肉内		回		点		公費負担点	
3 3 注 射										皮下・筋肉内		回		点		公費負担点	
4 0 処 置										薬 剤		回		点		公費負担点	
5 0 手術										手術		回		点		公費負担点	
6 0 検査										検査		回		点		公費負担点	
7 0 薬 剤										薬 剤		回		点		公費負担点	
8 0 処 方										処 方		回		点		公費負担点	
9 0 その他										その他		回		点		公費負担点	
10 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
11 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
12 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
13 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
14 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
15 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
16 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
17 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
18 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
19 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
20 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
21 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
22 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
23 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
24 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
25 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
26 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
27 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
28 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
29 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
30 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
31 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
32 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
33 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
34 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
35 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
36 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
37 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
38 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
39 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
40 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
41 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
42 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
43 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
44 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
45 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
46 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
47 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
48 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
49 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
50 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
51 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
52 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
53 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
54 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
55 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
56 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
57 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
58 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
59 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
60 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
61 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
62 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
63 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
64 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
65 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
66 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
67 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
68 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
69 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
70 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
71 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
72 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
73 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
74 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
75 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
76 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
77 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
78 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
79 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
80 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
81 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
82 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
83 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
84 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
85 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
86 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
87 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
88 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
89 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
90 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
91 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
92 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
93 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
94 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
95 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
96 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
97 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
98 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
99 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	
100 0 保 険										保 険		回		点		公費負担点	

備考 1. この用紙は、A4用紙とする。
2. 捺印の欄は、記入しないこと。

様式第二(二)

〔診療報酬明細書（医科入院医療機関別包括評価用）〕

樣式第十

樣式第五

備考 1. この用紙は、A列4番とすること。
2. 捺印の欄は、記入しないこと。